第

5 4 4 8

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 4月 13日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## △ 借地権

**Q**:借地権って税法によって若干取り扱い が違うそうですが、どのように違っているの ですか?

**A**:次のような違いがあります。

## 【解説】

一般に借地権とは、借地借家法に定める「建物の所有を目的とする地上権又は賃借権」をいいますが、税法では、借地権を次のように規定しており、税目によって若干範囲が違っています。

## ①法人税

地上権又は賃借権

所得税法に規定する借地権より範囲が広い ②所得税

建物又は構築物の所有を目的とする地上権 又は賃借権

借地借家法に規定する借地権より範囲が広 い

## ③相続税

建物の所有を目的とする地上権又は賃借権 借地借家法に規定する借地権と同じ

なお、借地権割合とは、一般に路線価図に 記載された割合のことを指しますが、借地権 割合は、相続税の課税価格を計算するための ものであり、所得計算をする法人税や所得税 を課税するための基準ではありません。した がって、相続税の課税価格に算入する財産評 価をする場合以外は、合理的な理由があれば、 これと異なる割合を用いても差し支えありま せん。







